

維持管理基本水準書

〈大柵杉の森ふれあい公園〉

令和 8年 4月

横浜市みどり環境局

大柵杉の森ふれあい公園

維持管理対象公園の現況把握

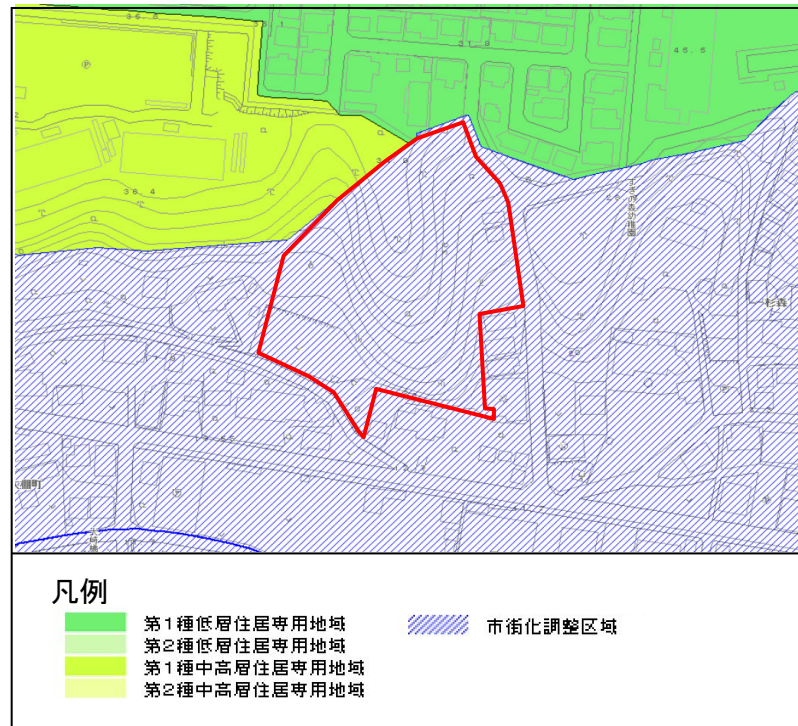
■周辺の航空写真



指定管理区域

「横浜市みどり環境局第12次緑地環境診断調査(令和6年度)航空写真データ」

■都市計画図



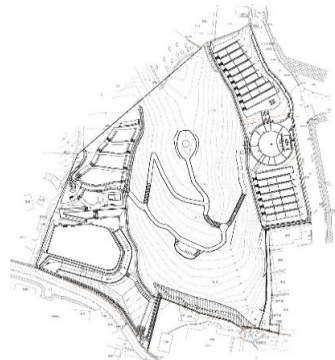
凡例

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 市街化調整区域

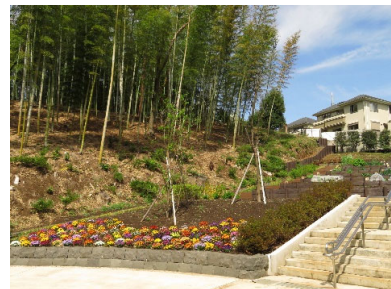
■基礎データ

規模	9,812㎡(指定管理面積:9,812㎡)
種別	街区公園
公開年月日	2016(平成28)4月
住所	横浜市都筑区大柵町472番ほか
連絡先	横浜市みどり環境局 北部公園緑地事務所 TEL 045-353-1166
主要施設	分区園、協働農園、花木園、倉庫棟、多目的トイレ、西広場、東広場、既存樹林
その他	分区園 10.0㎡ 23区画 15.0㎡ 13区画 団体分区園 40.0㎡、2区画 協働農園 33.0㎡ 1区画

■現況



全体平面図



分区園上部



管理棟



花木園

■公園沿革

大柵杉の森ふれあい公園は、「横浜みどりアップ計画」の一環として、農地の公益的機能の保全と市民の農体験の機会を増やすため、農園付公園として整備された。中央部に広葉樹や杉の混交林と竹林とで構成される樹林地が位置し、東西に広場及び農園エリアを持ち、東側に分区園、団体分区園の2つのエリアと、西側に協働農園の計3つの農園エリアをもつ公園として整備された。また西側の既存果樹園位置に新たに花木園が整備された。

■市民活動の有無とその内容(愛護会等)

- ・周辺小学校の授業で使用 (4年生)

■利用者数の動向(季節や平休日の違いによる増減)

分区園の応募状況

- ・令和2年度 (初回募集時)
 - 10㎡×23区画: 21名
 - 15㎡×13区画: 17名
 - 40㎡×2区画: 2名
- ・令和4年度
 - 10㎡×23区画: 39名
 - 15㎡×13区画: 25名
 - 40㎡×2区画: 2名

■利用者からの要望・苦情

- ・特になし

大棚杉の森ふれあい公園

管理の考え方と留意点

公園のテーマ

『農を通じた市民の庭づくり』

- ・利用者と運営主体が共同で育む“農”を通じて、市民の庭としての公園づくりを楽しむ公園
- ・地域景観としての公園を「農体験」を以って自らの「庭」の様に育てていく、都筑区の新しい分区分園スタイルを実現する公園
- ・季節に準じた行事などの活動メニューによる、里山景観の保全と農業文化の継承を目指す公園

公園の特性と管理の基本的な考え方

◆公園の特性

- ・本園は谷戸景観の保全と様々な農体験がおこなえる公園で、**竹林・樹林地ゾーン**を中央に、東に分区分園を主とした**まちかどゾーン**と、西に花木園、広場を主とした**さとやま広場ゾーン**の3つのゾーンを持つ公園である。
- ・**まちかどゾーン**には、南北に分区分園エリア(分区分園、団体分区分園)を持ち、中央には、グループ利用者を想定した集合・集会スペースを持つ野外広場を設けており、農体験や農についての学習をおこない、地域の庭を形成する場である。
- ・**さとやま広場ゾーン**は、地域に不足する広場機能を中心に、既存の谷戸景観を活かした花木園やトイレ・倉庫棟と協働農園を設けて、地域のさとやま景観に包まれた、広場利用を目指す場である。
- ・**竹林・樹林地ゾーン**は、除間伐や下草刈りにより、谷戸地形の顕在化を図りながら、植生改善による景観保全を行うゾーンであり、東西のゾーンを結ぶ山腹園路と、小休憩を目的とした森の小広場を用いて、保全景観を享受する場である。

◇管理の基本的な考え方

- ・本園の設計意図を踏まえ、農体験やレクリエーション、憩いの場として、適正な維持管理、良好な景観の保全・育成を行う。
- ・本園の特徴を活かし、市民活動等の地域のコミュニティに配慮した管理・運営を行う。
- ・本園利用者が、分区分園、建築施設、休憩施設、園路等の施設を快適に利用できるよう、日常清掃をはじめとした維持管理を確実に実施を行う。

◇運営の基本的な考え方

- ・分区分園利用者や公園利用者が市民の庭としての景観づくりを意識するような協働農園や花木園の運営をおこなう。
- ・分区分園利用者や公園利用者のコミュニティ形成を促すような協働農園や花木園の運営をおこなう。



ゾーンの特性と管理目標

●エリア特性 ○維持管理の留意点

まちかどゾーン

A:分区分園エリア

- 分区分園において個人、団体に農体験を提供する場
- 農地として適正な状態に維持するよう、利用者に指導を行う。
- 分区分園の区画施設の適切な維持および公平な利用の誘導を行う。
- 一般利用者と分区分園利用者が、ともに快適に利用できるよう、配慮ある管理を行う。

A-1:分区分園

- 自己管理により個人が利用する農園

A-2:団体分区分園

- 学校などの団体が利用する農園

B:まちかど広場エリア

- 一般利用者の休息・休憩、竹林・樹林地ゾーンへのアプローチ、グループ利用者の集合・集会のための広場
- ベンチを兼ねる外周土留部分や案内板等の公園施設の点検、清掃等を行う。

C:倉庫棟エリア

- 利用者の農具や荷物を収納する建築(倉庫)施設、屋外の洗い場がある。
- 利用者の快適性や安全性、衛生面に留意しながら、点検、清掃、補修等を行う。

D:東側法面エリア

- 計画地の東側、南北側外周部は草本類によって保護された法面がある。
- 農園周りには、灌木や高木が植えられた法面がある。
- 景観、隣接民地へ配慮し、点検、清掃を行う。

J:水路エリア

- 各ゾーンの雨水排水を行く開放水路。
- 景観へ配慮し、点検、清掃を行う。
- ※さとやま広場ゾーン共通

さとやま広場ゾーン

E:園路・広場エリア

- 広場と園路がある。
- サインなどの施設がある。
- 利用者が快適に利用できるよう、配慮ある管理を行う。
- 広場の地域利用に配慮した管理を行う。

F:トイレ・倉庫棟エリア

- 農具や荷物を収納する建築(倉庫)施設、トイレ、屋外の洗い場がある。
- 利用者の快適性や安全性、衛生面に留意しながら、点検、清掃、補修等を行う。

G:協働農園エリア

- 利用者が何人かの協働で利用する農園
- 農地として適正な状態に維持するよう、利用者に指導を行う。

H:花木園エリア

- 回遊動線を持つ梅林
- 景観へ配慮し、点検、清掃を行う。
- 園路の安全性、快適性を保つ。

I:西側法面エリア

- 計画地の南側、園路沿いには草地管理による法面がある。
- 北側には、スロープと低木刈込みによる法面がある。

竹林・樹林地ゾーン

K:樹林地エリア

- 雑木の斜面林や竹林がある。
- 斜面保護に配慮した樹木管理を行う。

L:境界エリア

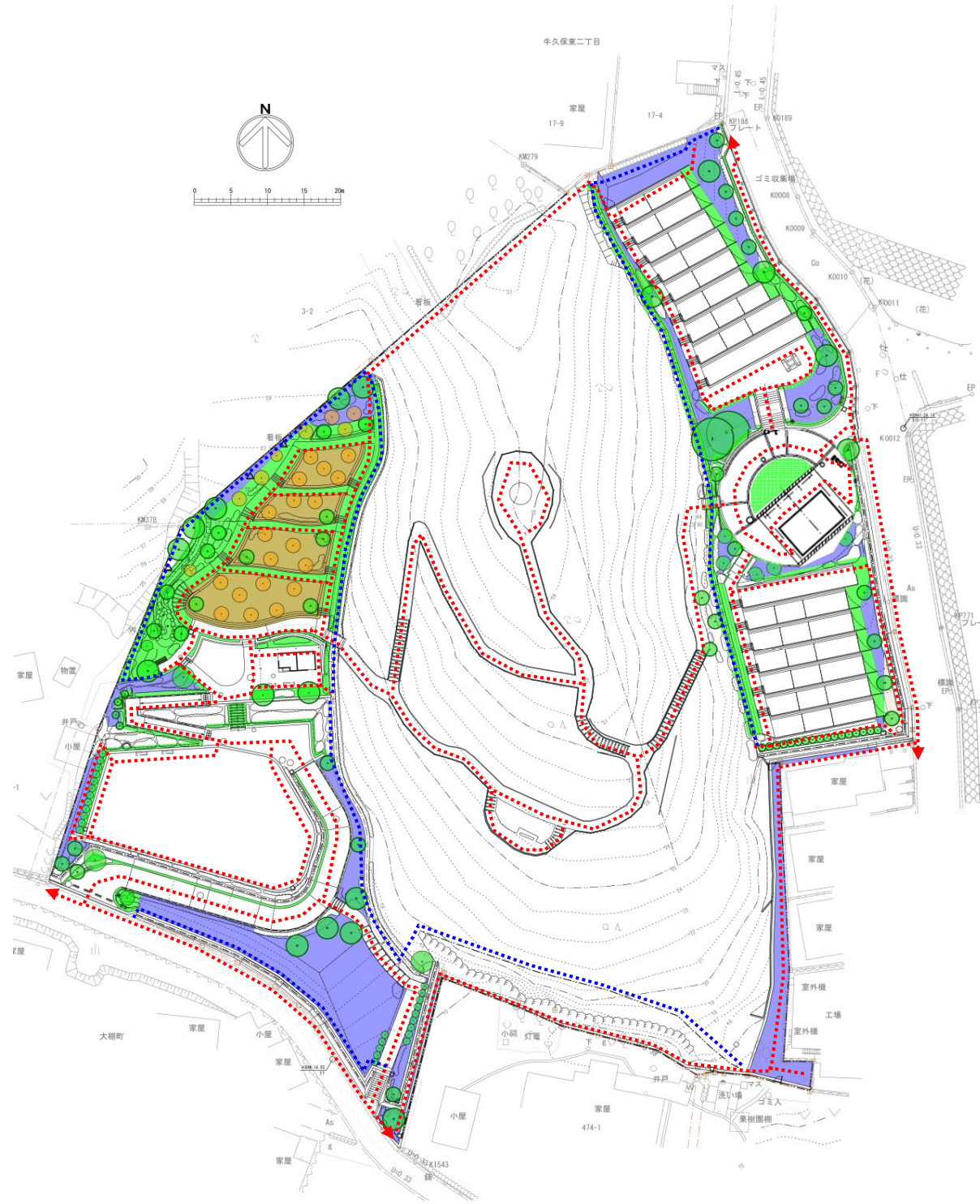
- 民有地との境界に当たる。
- 民有地への越境、落ち葉等の堆積、浸水等に留意した点検、清掃を行う。

E:園路・森の小広場エリア

- 樹林地内の広場、園路。
- 利用者が快適に利用できるよう配慮ある管理を行う。

大棚杉の森ふれあい公園

基本管理: 作業対象範囲・作業留意点図・維持管理水準一覧表



基本管理

管理項目	管理水準			備考		
	対象	規模・単位	年回数			
巡視	定期巡視 ◀.....	園内・園内主要施設点検 前面道路点検※1	1式	2回/週	8回/月×12ヶ月=96回/年	
	臨時巡視 ◀.....	法面部ほか	1式	随時	台風災害時等	
清掃	日常清掃	清掃	園内全体	9,800㎡	2回/月	巡回時に実施※2
		処分	日常清掃に伴う ゴミ及び植栽管 理に伴う発生材	1式	随時	
		臨時処 置	不法投棄等のゴミの臨時処 理	1式	随時	
		臨時清掃	落葉期・台風時等のゴミの臨 時処理対応※3	1式	随時	
草刈 ※4	人力抜根除草	除草フォーク等を用いた除 草	840㎡	5回/年	協働農園、分区園部・園路外周 等、農園部の低木部、外周部の 地被植栽(刈り込み)(除草時、地 被・宿根草を刈り取りせぬよう配 慮のこと)	
	人力草刈	※5 鎌を使用した除草	280㎡	3回/年	花木園・外周部植栽等	
	機械草刈	肩掛式(通常)	980㎡	3回/年	法面部・芝生広場等	

※樹林地園路沿い(幅1.0m)草刈及び除草 2回/年 園路より20mの範囲倒木処理

※1 道路上に違法駐車を発見した時は、声かけ等を行い、必要に応じて所轄の警察、横浜市へ連絡のこと

※2 自然水路は本公園の主排水路の為、巡視時は水路内の状況を必ず確認し、清掃を行うこと

※3 道路沿いの樹木については、落葉期の落葉掃き・落葉処理を高頻度に行い、近隣とのトラブルがないよう配慮のこと。

※4 草刈は、安全のための見通しを確保するよう実施のこと。

※5 分区園まわりの草刈りについては、機械草刈りによる飛翔物が作物に飛び入る恐れがあるため、基本的に人力とする。

※ 点検については、個別に記載している事項のほか、「横浜市公園施設点検マニュアル」による点検を実施すること。

この点検には、年度ごとに横浜市が支給する点検チェックシートを使用し、点検後速やかに報告すること。

大柵杉の森ふれあい公園

植物管理: 作業対象範囲・作業留意点図・維持管理水準一覧表



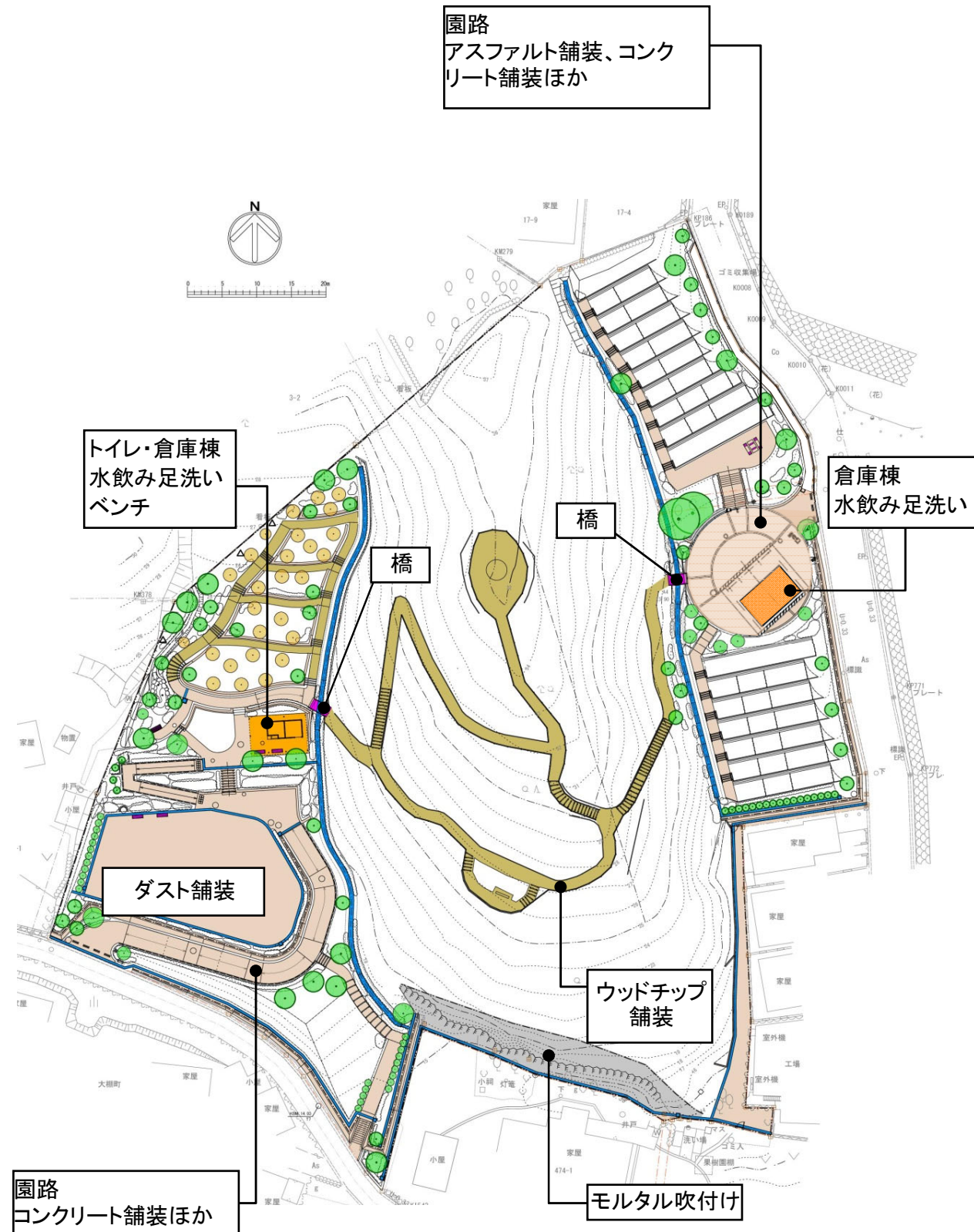
植物管理

植栽林管理	管理項目		管理水準			備考	
			対象	規模・単位	年回数		
竹林管理 伐竹 除竹 斜面雑木林	伐竹	古竹等の処理	古竹・危険竹等、竹の間引き	1,320㎡	1回/年	10~12月	
		竹の拡大防除	成長期、成長休止期の進出竹の伐竹	110㎡	1回/年	8月、3月	
	臨時措置	枯損木等の処理	枯損木・危険木・枯れ枝等	1,960㎡	随時		
		緊急対応	台風災害時の利用上支障となる樹木の処理	1式	随時		
植物管理	高木管理	整枝剪定	広場内、通路沿い等修景上必要な樹木に限る	35本	1回/2~5年		
		病虫害防除	剪除・焼却		1式	随時	
			臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式	随時	
		点検	枯損木・危険木・枯れ枝等	敷地境界部、園路際、広場の中などを重点的に実施する。	1式	随時	
			支柱交換		1式	随時	
		臨時措置	枯損木等の処理	枯損木・危険木・枯れ枝等	1式	随時	
	緊急対応		台風災害時の利用上支障となる樹木の処理	1式	随時		
	刈り込み		分区園、斜面部の低木等	440㎡	1回/年	440㎡約2650本マキ生垣含む	
	中低木管理	病虫害防除	剪除・焼却		1式	随時	
			臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式	随時	
		施肥		1式	随時		
		臨時措置	枯損木等の処理		1式	随時	
	緊急対応			1式	随時		
	特殊樹木 ウメ等・花木管理	整枝剪定	花後剪定		52本	随時	品種により適期に実施 カキノキ、コブシ、ザクロ、ナンコウバイ、ロウバイ、シャラ、サルスベリ
			夏季剪定				
冬季剪定							
施肥							
病虫害防除	剪除・焼却		1式	随時			
	臨時処置	巡視による発見・苦情により行う剪除	1式	随時			
宿根草・地被類	点検	枯損・成育不良等	園路際、広場の中などを健全育成の点検実施	1式	随時		
		臨時処置	枯損・病虫害の発見による措置	1式	随時		

- ※ 剪定、刈り込み、間伐等の樹木管理については、必要に応じ、横浜市と協議の上行うこと。
- ※ 枯木、倒木、枯枝等については、立入禁止等の応急措置を指定管理者が行い、横浜市に連絡する。
- ※ スズメバチの巣などが来園者に危険な位置にある場合は、立入禁止の応急措置を行い、横浜市に連絡する。
- ※ 干ばつ時等、天候に応じて適宜かん水を行うこと。
- ※ 分区園エリアの日照確保に留意すること。

大榎杉の森ふれあい公園

施設管理: 作業対象範囲・作業留意点図・維持管理水準一覧表



施設管理

管理項目	管理水準			備考		
	対象	規模・単位	年回数			
建物管理	建物	点検、清掃、補修	倉庫、トイレ	127.6㎡	2回/週	8回/月×12ヶ月=96回/年
	備品等	ロッカー、棚等 鍵、扉などの故障点検 整理整頓	倉庫、トイレ	1式	随時	※1 倉庫鍵の貸出し及び管理 を行う。
	電気設備	点検、ランプ交換	倉庫、トイレ	1式	随時	※1
園路広場	点検		園路、広場	1式	4回/年	※1
	補修		園路部不陸(巡回時点検による)、ブロック積、重力式擁壁、階段、擬木土留め等	1式	随時	
給水施設	点検		水のみ、手足洗い場	1式	4回/年	※1
	樹清掃		水のみ、手足洗い場	1式	1~4回/年	※1
排水施設	点検		側溝・樹類	1式	1~3回/年	※自然水路部は基本管理を参照
	管・樹清掃		U型側溝、自然水路	1式	1~3回/年	梅雨、台風時期※1
	樹類			1式	1回/年	梅雨、台風時期※1
	管渠			1式	随時	
電気設備	点検	園内灯施設	公園灯(セラミックメタルハイドランプ)	2基	1回/年	外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	修繕	部品交換等	各々設備、ランプ交換	1式	随時	不点灯時はLEDに交換
粗朶柵	補修		竹、親柱の更新	1式	随時	※2
工作物	点検		スツール、案内板、門扉、フェンス、車止め、竹縁台ほか	1式	4回/年	※2
	臨時措置、応急対応		柵等の破損時ほか	1式	随時	
	臨時措置、応急対応		柵等の破損時ほか	1式	随時	

※1 横浜市公園施設点検マニュアルに従って点検すること。

※2 施設の修復が必要な場合は横浜市に連絡のこと。ただし、指定管理者が制作設置した工作物については補修を行うこと。

大柵杉の森ふれあい公園

年間維持管理計画表

分類	管理項目		頻度	予想数量	作業時期												備考
	作業対象	作業内容			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本管理	巡視	定期巡視	2回/週	1式												8回/月×12ヶ月=96回/年	
		臨時巡視	随時	1式												台風災害時等	
	清掃	日常清掃	清掃	24回/年	9,763㎡											巡回時に実施	
			処分	随時	1式												
		臨時清掃	随時	1式													
	草刈	人力抜根除草	5回/年	840㎡												協働農園、分区園部・園路外周等、農園部の低木部、外周部の地被植栽(刈り込み)(除草時、地被・宿根草を刈り取りせぬよう配慮のこと)	
		人力草刈	3回/年	280㎡												花木園・外周部植栽等	
機械草刈		3回/年	980㎡												法面部・芝生広場ほか		
植物管理	植栽林管理	竹林管理	伐竹	1回/年	1,320㎡										10~12月 古竹・危険竹等、竹の間引き		
			除竹	2回/年	110㎡										8月、3月		
		斜面雑木林	臨時措置	随時	1,960㎡											枯損木等の処理、台風災害時等の緊急対応	
	植物管理	高木管理	整枝剪定	1回/2~5年	1式												
			病虫害防除	随時	35本												
			点検	随時	1式												
			臨時措置	随時	1式											巡視による発見・苦情により行う剪除	
		中低木管理	刈り込み	1回/年	440㎡											マキ生垣を含む	
			病虫害防除	随時	1式												
			施肥	随時	1式											支柱交換、枯損木等の処理、緊急対応	
			臨時措置	随時	1式											巡視による発見・苦情により行う剪除	
		特殊樹木 ウメ等・果樹管理	整枝剪定	随時	52本												
			施肥	随時	1式											花木・果樹の品種により適期に実施	
			病虫害防除	随時	1式											カキノキ、コブシ、ザクロ、ナンコウバイ、ロウバイ、シヤラ、サルスベリ	
			臨時措置	随時	1式												
宿根草・地被類	枯損・生育不良等	随時	1式											健全育成の点検実施			
	臨時処置	随時	1式											枯損・病虫害の発見による措置			
施設管理	建物管理	建物	点検、清掃、補修	2回/週	40.0m2										巡回時点検		
			備品等	随時	1式										倉庫鍵の貸出し及び管理を行う。		
		電気設備	点検、ランプ交換	随時	1式												
	園路広場	点検	4回/年	1式													
		補修	随時	1式													
	湿地池	点検	随時	1式											梅雨、台風時期		
		樹清掃	1~3回/年	1式													
		水質検査	1回/年	1式													
	給水施設	点検	4回/年	1式													
		樹清掃	1~4回/年	1式													
	排水施設	点検	1~3回/年	1式													
		管・樹清掃	U型側溝	1~3回/年	1式										梅雨、台風時期		
			樹類	1回/年	1式										梅雨、台風時期		
	電気設備	管渠・自然水路	随時	1式											雨水排水流路となるU型側溝も含む		
		点検	園内灯施設	1回/年	2基										外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等		
	粗朶柵	修繕	各々設備、ランプ交換	随時	1式										不点灯時はLEDに交換		
		補修	随時	1式											竹、親柱の更新		
	工作物	点検	4回/年	1式													
臨時措置、応急対応		随時	1式														